平 成 30 年

第9回 教育委員会 定例会

# 議 事 録

佐渡市教育委員会

-	平成 30 年 第 9	回定例	り 臨 時	委員会	議事録	
	委 員	会	日 程		会	場
開会日時	平成 30 年 6 月	29 日 午前	午前後 3時00分		佐渡市役所	201-11212
閉会日時	平成 30 年 6 月	29日 午前 後 4時21分		寺 21 分	→ 畑野行政サービスセンター3 階 大会議室	
延会日時	平成 年 月	日 4	午前・後	時 分		7.77
出	席 者	欠	席 委	員 结	会議録署	名委員
教育長	度邊 尚人				佐藤	表夫
1番委員 佐	定藤 辰夫				仲川 ፲	E道
2番委員 仲川 正道						
3番委員 中	中村 友子					
4番委員 信	言田 恵子					
	議案説	明のた	: め 出	席した	職員	
学校教育課       社会教育課						
課長 山田 裕之		課長			渡辺 竜五	
管理主事 濱田 晴明					·-	
課長補佐 伊藤 賢治						
総務係長 飯田 誠						
総務係主任  佐藤 若菜						
学校給食係長 伊藤 由紀子						
傍 聴 人	有(無)					
「議事の概要」のとおり						
±n						
報						
告						
の						
要						
旨						

会議で行った選挙の結果

なし

## 会議に付議した事件の題目

議案第41号 佐渡市職員の分限処分に係る専決処理について

議案第42号 佐渡市学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について

議案第43号 和解に係る専決処理について

議案第44号 佐渡市学校アレルギー対応検討会議設置要綱の制定について

議案第45号 佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第46号 佐渡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第47号 佐渡市教育委員会職員の人事異動について

#### 報告事項

1 学校情報について

2 その他

#### その他

次回定例会の開催日等

採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数

なし

請願、陳情

有(無)

有の場合、別紙のとおり

その他必要と認めた事項

特になし

#### 【議事の概要】

◎本定例教育委員会は、午後3時00分から開催した。

#### • 渡邉教育長

- ・ ただいまから平成30年第9回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。
- ・ 初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署 名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、佐藤委員と仲川 委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
- ・ 初めに、議案第41号、議案第42号、議案第47号及び報告第1号については、人事及び個人情報に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

### • 委員全員

#### 挙手

## • 渡邉教育長

・ それでは、議案第41号、第42号、第47号及び報告事項1を秘密会とすることにいたします。

## ・渡邉教育長

- ・ 日程第2、議案第41号「佐渡市職員の分限処分に係る専決処理について」 を議題といたします。
- 事務局の説明をお願いします。学校教育課長。

#### 【秘密会】

#### • 渡邉教育長

- それでは、採決いたします。
- 本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

## ・委員全員

#### 異議なし

- 渡邉教育長
- 異議なしと認めます。
- ・ よって、議案第41号「佐渡市職員の分限処分に係る専決処理について」は、原案どおり承認されました。
- ・ 続いて、日程第3、議案第42号「佐渡市学校運営協議会委員の任命に係 る専決処理について」を議題といたします。

## 【秘密会】

#### • 渡邉教育長

- それでは、これより採決いたします。
- ・ 本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

#### 委員全員

#### 異議なし

#### • 渡邉教育長

- 異議なしと認めます。
- ・ よって、議案第42号「佐渡市学校運営協議会委員の任命に係る専決処理 について」は、原案どおりご承認されました。
- ・ 次に、日程第4、議案第43号「和解に係る専決処理について」を議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。社会教育課長。

# •渡辺社会教 育課長

・ 先日の議会で、議会の承認を得るということで、議会の議決を受けたものでございます。ご説明します。29年4月17日に相川郷土博物館で金塊レプリカが扉等壊されてショーケースが壊されて盗難された案件でございます。29年8月に容疑者が新聞報道ですが、名古屋の方だったと思いますが、逮捕されたということでございます。私どもとしましては、逮捕された後、

向こうの方から和解をしたいというところで提案がありました。その提案があった中で、今年の12月具体的な金額等を協議した上で、86万2,024円という金額ですが、内訳としましては、金塊自体は40万、レプリカです。40万で、あとはショーケースとか、ガラスの下に敷いてあるものとか、扉の修繕、こういう実費分が44万8,200円、1万1,880円、1,944円ということで、この修繕費ということになっております。

- 議会の方の指摘をちょっと受けたのですが、これは考え方の問題もある んですが、レプリカにつきまして、40万円を和解の金額として、議会にも 今回教育委員会の方でご提示させていただいておりますが、約70万ほど修 繕費、新しいものを復元すると 70 万ちょっとかかるということになってお ります。4割ぐらいが減損ということで、償却済みということで、弁護士同 士で話をしまして、40%程度落としているということになっております。こ の根拠につきましては、いろいろなご指摘があるかと思います。議会の方か らもご指摘を受けましたが、金塊レプリカそのものに価値があるのかと、そ のものに価値があるのかという点が1点です。基本的にいただいたものにつ 度であると、そのもの自体の商品価値というものが、通常で買うと1万円程 度であるというふうに判断しております。70万になった根拠は、それを新 たにつくると 70 万円になるということでございます。そういうことでござ いますので、弁護士同士の話し合いの中では、基本的に古いものがなくなっ たのに新しく新品をつくることによって全ての額を払うのは少しおかしい んではないかということを弁護士同士で話をしております。その議論の結 果、4割程度の減損は仕方ないということで、佐渡市の弁護士の方でも判断 をしましたので、我々としてもそこはやむなしということで、議会の方にも ご説明したというところでございます。
- ・渡邉教育長
- 佐藤委員
- •渡辺社会教 育課長
- 佐藤委員
- 渡辺社会教 育課長

- ・ ただいまの説明にご質問、ご意見等ありましたらお願いします。佐藤委 員。
- ・ 現場に私その後伺ったことはないんですが、直後には行ったことあるんですが、今はどういう状態になっているのでしょうか。
- ・ このレプリカケースはもちろん置いてありません。一応防止として、防 犯カメラとアラームのセンサーの数を増やすということで、対策の強化をし ておる状況でございます。
- ・ そうすると、レプリカにせよ、また展示の予定というか、これだけの示 談金をいただいて、現場復帰ではないんですか。
- ・ その点につきましては、ガイダンスが今度オープンすることもございます。そういう部分で、本当にこれは金塊のなくなったお金という、そのものに対する補償でございますので、別に金塊をつくる必要もございませんので、この金額でどちらがいいのかも含めて、博物館協議会等に一度議題を出して、そこでしっかりと議論していただいて、逆に金塊がいいのか、もっと違うものがいいのかも含めて、少し議論の必要があるというふうに考えてお

ります。そこまで議論した上で、場所の設置も含めて検討していただいてい こうかと思います。

- 渡邉教育長
- 委員全員
- 渡邉教育長
- 他にございますか。
- 質疑なし
- では、質疑なしと認めます。
- これより採決いたします。
- ・ 本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
- 委員全員
- 渡邉教育長
- 異議なし
- 異議なしと認めます。
- ・ よって、議案第43号「和解に係る専決処理について」は、原案どおり承認されました。
- ・ 次に、日程第5、議案第44号「佐渡市学校アレルギー対応検討会議設置 要綱の制定について」を議題といたします。
- ・ 事務局の説明を求めます。学校教育課長。
- 山田学校教 育課長
- ・ では、9ページをご覧ください。議案第44号「佐渡市学校アレルギー対 応会議設置要綱について」説明いたします。
- ・ 10 ページ、11 ページをお開きください。現在、佐渡市教育委員会では、 平成 26 年度に学校における食物アレルギーマニュアルを作成し、アレルギー対応をしています。これは、平成 20 年に日本学校保健会が作成した学校における食物アレルギーマニュアルをもとに作成したものです。しかし、その後平成 27 年 3 月に文部科学省から学校給食における食物アレルギー対応指針が、平成 29 年 2 月には新潟県教育委員会から学校における食物アレルギー対応指針が示され、市区町村教育委員会の対応として、新たに学校と医療機関、消防機関と連携し、適切な対応がとれるような組織づくりが必要となりました。今後関係機関と学校におけるアレルギー対応についての会議を開催し、共通認識を持って対応することができるようにするため、今回お示しした要綱を制定するものです。よろしくお願いいたします。
- 渡邉教育長
- 仲川委員
- ・ 質問、意見ありましたらお願いします。
- 確認を2点させてください。
- ・ 佐渡市学校アレルギー、佐渡市ということは、市立学校についてという 解釈してよろしいんですね。市立の施設ね。
- ・ それから、もう一点ですが、中に園児という言葉があります。この園児 の意味するのは、市立の幼稚園、こども園ということでよろしいんでしょう か。
- 渡邉教育長
- 山田学校教 育課長
- 渡邉教育長
- · 伊藤学校給 食係長
- 学校教育課長
- ・ では、詳細につきましては、学校給食係長の伊藤が今日来ておりますの で、そちらの方から説明してもらいたいと思います。お願いします。
- ・ 伊藤係長、お願いします。
- ・ 現在、保育園の給食は、学校給食センターでつくられているものではなく、別になっております。幼稚園は学校給食センターから配食されておりま

す。保育園は、子ども若者課の方の担当になります。現在対応するのは、学 校給食センター、あと自校の給食調理場でつくっている給食についてで、幼 稚園のみです。保育園はまたちょっと別になってしまうんですけれども。

- 渡邉教育長
- 仲川委員
- 伊藤学校給 食係長
- 渡邉教育長
- ・仲川委員
- 渡邉教育長
- 山田学校教 育課長
- 伊藤学校給 食係長
- 山田学校教 育課長
- 伊藤学校給 食係長
- 音課長
- 伊藤学校給 食係長
- ・仲川委員
- 伊藤学校給 食係長
- 仲川委員
- ・渡辺社会教 育課長
- 渡邉教育長
- 伊藤学校給 食係長

- ご理解できましたか。
- ちょっとわかりません。
- すみません。
- 幼稚園のみということで、学校給食センターの給食が配食されている幼 稚園ということで、保育園は今自校でやっておりますので、そこは管轄に入 っていないという意味です。
- 市立の組織で、保育園はこの管轄ではないと考えればいいんですね。
- はい、そうです。学校教育課長。
- 佐渡市立の小中学校と幼稚園という考え方でよろしいのでしょうか。
- 今のところ保育園の方は、ちょっとこちらの方に入るかどうかというと ころ、必要に応じてというところに保育園の関係者が入ってくるかというと ころはちょっとまだ決まっておりませんので、この後どのようなメンバーを 集めて会議をするかというところは、決めていきたいと思っております。
- もう一度今の質問の意図が伝わっていなかったので、佐渡の市立小学校、 市立中学校、市立幼稚園が対象ということでよろしいのでしょうか。
- そうです。申し訳ありません。
- ・山田学校教 |・ そうなりますと、県立の佐渡特別支援学校にも給食センターから給食を 配食していますけども、そこはこの対象からは外れるという考え方でよろし いのでしょうかという質問だと思います。
  - すみません。ちょっと調べてまいります。申し訳ございません。
  - ・これは大事なところなんです。責任問題になりますので。
  - 申し訳ございません。給食の配校には県立の中等と特別支援も入ってお りますので、そこはこの対応委員会には入ってくるような形になるかと思い ます。ただ、ちょっとまだどのようなメンバーでということになると、ちょ っとその後また協議をして決めていきたいと思っておりますので。
  - 場合によっては、附則をつけなければいけない。
  - 要綱のつくり込みとすると、適用の学校を明確に載せないと、どこまで の範囲なのか不明になると、ちょっと難しいかと思いますので、そこら辺附 則につけるのか、どうなのかちょっと考えないと。所掌事項ですけど、対象 範囲が明確になっていないと。
  - ・ 今の問題がありますが、どうしますか、この議案については。
  - ・ 実はもう8月に予定をしていて、第1回の会議を開きたいというところ で準備しています。

- 渡邉教育長
- · 伊藤学校給 食係長
- 渡邉教育長
- 委員全員
- 渡邉教育長
- ・山田学校教 育課長

- 7月でも間に合うでしょう。
- はい、わかりました。
- ・ 今の部分をどこの対象校があるのかということがはっきり明示した上で、 附則なり、要綱なりに入れるということで、再度今の案につきましては、 7月の教育委員会に諮るという形でいかがでしょうか。
- 異議なし
- では、そのような形でさせていただきます。
- ・ では次に、日程第6、議案第45号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の 一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。
- ・ 事務局の説明を求めます。学校教育課長。
- ・ では、この案件に関しましては、本日差し替えの資料がたくさんついて おりますけれど、あと本日さらに追加した資料もございますので、一つ一つ 資料を確認しながら少し時間をとらせていただき、説明させていただきたい と思います。
- ・ まず、詳細に入る前に、ここまでの経緯と対応について説明させていただきたいと思います。これまでも委員の皆様には説明してまいりましたけれども、佐渡市教育委員会では組織改編を目指して、昨年度から各方面との連絡調整を進めてきました。そして、今年度7月1日から事務局の3課体制と地区教育事務所の10か所拡充を行いたいということで、6月議会の議員全員協議会でも説明し、ご理解を求めてまいりました。その結果、組織改編は来年度、平成31年4月1日からということになりました。
- ・ 詳細を説明する前に、これも本日配付させていただいておりますが、A 3 判の一枚の組織図対比表で全体的な説明をまずさせていただいた上で、詳細の説明の方にまいりたいと思っています。
- ・ 前回お示ししたのと上の部分が若干日付等が変わっておりますが、左側の黄色い枠から下のところですが、これが平成30年7月2日からの教育委員会組織になります。後ほどまた人事異動のところでもお話しするのですが、基本現状と組織体制は変わらないのですが、佐渡市文化財団が7月2日に設立することに伴いまして、社会教育課の人員が2名減となります。45名となります。この人事異動につきましては、後ほど議案第47号で説明させていただきます。
- ・ 右側が平成31年4月1日、来年度からの組織体制となります。この組織の形につきましては、4月26日の定例教育委員会で説明させていただいたものとほとんど変わりません、同じだと考えていただいて結構です。また、組織図には載せておりませんが、これとは別に特設パイロットチームというものを編成します。このパイロットチームというものにつきましては、合併特例債が5年延長されることを受け、佐渡市が今後新たに作成する新市建設計画等に対応するための特設チームです。佐渡市教育委員会、特に社会教育課が管理する施設については、課を横断して対応する必要があるために、学

校教育課、社会教育課から人員を選抜して特設パイロットチームとしてこの 任に当たっていきたいというふうに思っています。

- ・ 口頭で誠に申し訳ないんですが、メンバーとしましては、渡辺社会教育課長がリーダーになります。チーム長ということになります。そして、学校教育課で現在施設係を中心に見ております粕谷補佐、それから社会教育課の髙野補佐、佐渡学センターの岡部センター長に補佐の3人としては入っていただきます。あと学校教育課の施設係が全員、そのほかに社会教育課の社会体育係と佐渡学センターから1名ずつの人員を配置して、このメンバーを基本にして、この後施設に対応については今年度中に作業を進めたいというふうに考えております。
- ・ では、改正に関する規則の詳細について説明させていただきます。事前にお配りしてありますこの議案関係資料集というホチキスどめの冊子があったかと思います。そこにもさらに本日差し替えがあって、若干わかりにくくはなっているのですが、これをベースに説明しますので、差し替えのところ、もとのところとも余り大きく変更はないのですが、どちらでも構いませんので、見ていただきたいと思います。
- ・ では、1ページからの新旧対照表をご覧ください。主立ったところを説明します。まず、1ページ目です。第3条に教育総務課が増えることによる係の移動と係名の変更があります。すみません、左側が新、それから右側は旧ということでご覧ください。同じく第3条の3、地区教育事務所が4か所から10か所に増えることにより、お示しした表のような変更になります。
- ・ 2ページに移ります。第5条、表の真ん中あたりになります。佐渡学センターですが、次長と所長を改めます。この部分に関連して、3ページにあります第5条の3の佐渡学センター所長の記載は削除されます。3ページ下からの第4条関係の別表につきましては、2課が3課になることで、係名が変更になったこと、またそれに伴って事務分掌が変更したり、移動したりすることをまとめて記載してあります。詳細については、ここでは説明を省略させていただきます。
- ・ 駆け足ですみません。では、本編の方の話をしたいのですが、本編の方も今日差し替えが配られておりますので、この本日配られた方のホチキスどめ、こちらの13ページをご覧ください。先ほど新旧対照表で説明した新しい規則が13ページからの条文となって記載されています。ずっと進んでいただきまして、24ページをご覧ください。真ん中あたりに附則がありますが、冒頭に説明しましたように、附則として、「この規則は、平成31年4月1日から施行する。」とあります。これが差し替えたところの日付が変わった部分ですので、ご覧ください。

#### • 渡邉教育長

・ ただいま説明がございました。ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

#### • 仲川委員

・ 膨大な資料で、ぱっと出ると理解できないところがあります。この教育 委員会の会議にこれまで「教育次長」という言葉は一度も出なかったと記憶 しておるんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。突然出たということなんですか。これまでの会議では出ていないはずです。

# •山田学校教 育課長

・ 検討を進めていく中で、3課体制になるということですが、その3課は 横並びではなくて、教育総務課が上に立つというか、上に立って学校教育課 と社会教育課の両方を統括していくような、コントロールしていく、調整し ていくような役割の3課にしていくということで、ずっと構想は練っていた んですが、そうなったときに課が課長で横並びになっていると非常にわかり づらいということで、教育総務課は学校教育課、社会教育課の1つ上にある 課だというふうなことの位置づけを明確にするために、新たな名前として教 育次長という名前を出しました。部長にするか、副部長にするか、次長にす るかというあたりも、いろいろ検討を重ねたんですけども、いろんな各方面 のご意見をいただきまして、最終的には次長という形で落ちついたというこ とでございます。

#### • 仲川委員

- ・ 我々は教育委員をしているんだけれども、そういう重要な情報がローカルテレビから伝わってくるという状況になっています。それではよくないだろう。そう思っているなら、そういう可能性があるということを前回の会議にでも報告してもらわないとうまくないだろうと思います。
- ・ それから、次長というのは大変重要な仕事だと思っています。大きな市では次長制をとっているところはあるんですけれども、全ての市で次長があるわけじゃない。調査をしてあれば教えてもらいたい。人口どのくらいの都市で教育次長があるのか。

# ・山田学校教 育課長

・ 調査はしました。類似団体といって、人口が大体同じ同程度の市の調査もしましたし、新潟県の市の調査もしました。その結果、次長がある市と、それから次長はいないけれども、部長がいるという市と、あと次長と部長と両方持っている市、それから部長が2人いる市というふうにして、いわゆる教育長の1つ下にそういうポストがあるという市がすぐ数言えないんです、相当数ありました。5とか、8とか、そんな感じで、新潟県20市の中では次長を持っているところは5、6市、それから部長制をしいているところが8市だったかな、そんな感じでありまして、基本そういう市は大体課も3つ以上持っているという形が多いです。次長、部長がないところは、大体2課とかあるいはもっと小さい係ということですね。

## • 渡邉教育長

・ これは、あくまでも教育総務課長が兼務ということですので、教育委員会自身が部長制をとるというわけではありません。一応3課の中で先ほど説明したように、教育長を補佐する役として教育次長という名称を教育総務課長が持っているという形でございますので、教育委員会自身が部長制を持っているということではないということだけ加えさせていただきます。

#### • 仲川委員

- ・ でも、流れとしてはそう見えます。市長部局で部課長制、部長をつくったわけですので、それと同様のものを教育委員会の中にも置こうという流れに見えた。そういうのであればそのように説明が必要だった。
- ・ それから、大事なことです。総務課長に兼務させて次長を置くというこ

とは、大変な目玉だと私は思います。必要ならば堂々とそれを推し進めればいい。 兼務だからいいとかいう問題ではない。

# • 山田学校教 育課長

- ・ その辺の説明が十分でなかったことについては、お詫び申し上げます。 これ以上のことはございません。ただ、4月に説明した段階では、次長を置くとか、部長とかという話については、まだそんなに具体的に出ている話ではありませんで、その後議会等で説明したり、あと市長部局と説明していく中で、今のような議論も実は出たことも確かです。その中で、じゃ3つの課の位置づけがはっきりわかるためには、そういうふうな形の名称のものをつける必要があるんじゃないかということで、じゃ部長なのか、副部長なのか、次長なのかという議論の中で、最終的には次長というところで落ちつきました。
- 渡邉教育長
- 他にご意見ございますか。よろしいですか。
- 委員全員
- 質疑なし
- 渡邉教育長
- それでは、質疑なしと認めます。
- これより採決いたします。
- 本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
- 委員全員
- 異議なし
- 渡邉教育長
- 異議なしと認めます。
- ・ よって、議案第45号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。
- ・ 次に、日程第7、議案第46号「佐渡市教育委員会事務決裁規程の一部を 改正する訓令の制定について」を議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。

# • 山田学校教 育課長

- ・ では、先ほどとの関連もありますが、先ほどと同じような形で説明していきたいと思います。
- ・ まずは、議案関係資料集というところでお願いします。12 ページからに なりますので、12 ページからの新旧対照表をご覧ください。
- ・ では、12 ページの第2条の新の方の(6)になりますが、教育総務課が 新設され、教育次長という新たな職が教育総務課長を兼務する形で配置され るということに伴い、新たに加える項目となります。また、それ以外の職に ついても、現状にあわせて改正し、それが(7)、(8)、(9)ということに なっています。
- ・ 第3条以降についても、教育次長新設に伴う改正が主となっております ので、詳細につきましては、省略させていただきたいと思います。
- ・ では、本編の方のまたこれも差し替えになってしまうんですが、差し替えの方の資料の26ページをお開きください。ここからが今ほど新旧対照表で説明した新しい規則が条文となって記載されております。中身の一つ一つについては省略させていただきます。
- 一番最後になりますが、40ページでありますが、こちらをご覧ください。40ページの一番下に附則がついておりまして、これにつきましても、平成3

1年4月1日から施行することになっております。

- 以上です。よろしくお願いします。
- 渡邉教育長
- 仲川委員
- ・ では、ご意見、質問等ありましたらお願いします。
- ・ たしか去年社会教育の関係で、生涯学習と社会教育という言葉の定義について相当もめた経緯があって、教育大綱も振興基本計画も、生涯学習を社会教育に差し替えたという経緯があります。その観点から見ると、38 ページの社会教育課に生涯学習という言葉が出てきて、一番上のタイトルに生涯学習に関する事項、(1)、生涯学習推進の計画及び実施(3)、社会教育の計画及び実施というふうに書いてある。何となく私は混乱してしまっているんですけれども、そこらあたりの考えをちょっとお聞かせください。

#### • 渡邉教育長

・ 生涯学習計画というのを作成するのが国、県、そして市、市の方は努力 義務になるんですが、それらの生涯学習計画というものを作成するに当たっ ては、こういう言葉も当然必要になってくるというふうに思います。ただ、 社会教育というのと生涯学習というのが県とかによって使い方が違うとい うご指摘もあるというふうに思うんですが、実際にはその生涯教育の中の一 部にすぎない社会教育ですけれども、全体計画としては生涯学習計画という 中に組み込まれてしまうという面もございますので、教育委員会の中でも今 両方所管しているというふうな考え方でございます。

# • 渡辺社会教 育課長

- ・ 国、県から仕事が基本的にやはり行政系列で縦におりてきますので、縦におりてくるときに、国、県の要綱にあわせた形での決裁規程が一定程度必要になるというところでございます。今教育長が申し上げたとおりでございますが、この中身ということももちろん関連はあるんですが、国、県にあわせた形での役割を明確にしておくということも十分決裁上どうしても必要になるというところの要因だというふうに考えております。
- 仲川委員
- ・渡邉教育長
- 佐藤委員
- ありがとうございました、大変明解です。
- 他にございますか。
- ・ 決裁規程等における用語なんだろうと思うんですが、私もちょっと不勉 強でこの際教えていただきたいなと。この決裁責任者のこの欄に丸がついて いるもの、それから軽易、この軽易というのは何か決裁するのに軽易とか、 簡易というんですか、こういったことがどのように違うのでしょうか、その 定例軽易。
- 渡邉教育長
- 佐藤委員
- 定例、軽易ですね。
- ・ 軽易ですね。これはちょっと余りふだん私たちになじまない言葉というか、決裁の場合どういう違いがあるのか、教えてください。
- ・伊藤学校教 育課長補佐
- ・ それでは、34ページのところをご覧いただきますと、真ん中から下に備 考というのがございます。ここに丸、重要、定例、軽易の解説がついており ます。丸が一般的な権限はここです。重要については、ここに書かれている とおりでございます。こういう区分をしております。
- 佐藤委員
- なるほど、わかりました。
- ・渡邉教育長
- ・他にご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

- ・委員全員
- 渡邉教育長
- 質疑なし
- では、質疑なしと認めます。これより採決いたします。
- 本件を議案どおり決することにご異議ございませんか。
- 委員全員
- 渡邉教育長
- 異議なし
- 異議なしと認めます。
- ・ よって、議案第46号「佐渡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する 訓令の制定について」は、議案どおり採決されました。
- ・渡邉教育長
- ・ 続きまして、日程第8、議案第47号「佐渡市教育委員会職員の人事異動 について」を議題といたします。
- 【秘密会】
- 渡邉教育長
- ・ これより採決いたします。
- 本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
- 委員全員
- 渡邉教育長
- 異議なし
- 異議なしと認めます。
- ・ よって、議案第47号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」は、 原案どおり可決されました。
- 渡邉教育長
- ・ 次に、日程第9、報告事項1、学校情報についてです。
- 【秘密会】
- 渡邉教育長
- ・山田学校教 育課長
- 報告1はこれで終わりますが、報告2、その他ですが何かありますか。
- ・ お願いいたします。これも別紙ということで、今日、請願書の方を配付させていただきました。前回の教育委員会でも配付させていただいたのと全く内容は同じですが、これについてその後のことについて説明いたします。
- ・ 本請願書につきましては、5月28日に開会しました第8回の定例教育委員会で提出されていること、そしてその内容をお示しして及び議会案件となること等を報告させていただいたかと思いますので、今回はその後についての状況を報告させていただきます。
- ・ 6月議会の総務文教常任委員会で審査があり、その報告が昨日6月28日 の本会議でありました。委員長からの報告について、報告書の文面がありま すので、そのまま読み上げさせていただきます。
- ・ 審査の結果、ICT教育推進の観点から採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果報告を請求すべきものとして決定しました。これが委員長からの報告です。その後本会議において簡易採決の決定、委員会報告のとおり可決ということになりました。
- ・ 教育委員会としましては、ICT教育推進の観点からの採択であるということですので、学校教育課としましても、予定どおりICT機器の導入の方は進めていきたいと考えておりますし、また請願書にありました保護者への説明、デメリットや健康被害に対する対策についてもあわせて実施し、現場にとって必要な機器、活用できるものを調査研究しながら導入を進めていきたいと考えております。

- ・渡邉教育長
- ただいまの件についてどうですか、質問等ございますか。
- 委員全員
- ・渡邉教育長
- それでは、質疑なしと認めます。
- 他に事務局から何かございますか。よろしいですか。
- 委員の皆さんの方からは何かございますでしょうか。
- 委員全員
- 発言なし

質疑なし

- 渡邉教育長
- ・ では、最後になります。日程10、次回の定例会の開催についてです。
- ・ 事務局の説明を求めます。

【7月25日水曜日午後3時からということで提案し、各委員の都合を確認した。】

・山田学校教 育課長

- ・ もう既にご案内済みかと思いますが、7月20日に臨時の教育委員会で教 科書の採択ということになります。今回は、小学校の全教科プラス中学校の 道徳ということで、ちょっと長時間にわたっての採択となりますが、ご協力 のほどよろしくお願いします。
- 渡邉教育長
- ・ 教科書の展示会を2階でやっておりますので、まだご覧になっていない 方はぜひご覧になっていただきたいと思います。
- 山田学校教 育課長
- 中学校の道徳の方をぜひよろしくお願いいたします。
- ・信田委員
- 見せていただきましたけど、難しいです。取り上げている内容、すごく。
- ・渡邉教育長
- ・ 以上で平成30年第9回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後4時21分終了